

春日井市サッカー連盟 社会人部会 リーグ規約

第1章 総則

- 第1条 この部会は、春日井市サッカー連盟社会人部会という。
- 第2条 この部会は、春日井市サッカー連盟の統括をうける。
- 第3条 事務局を、春日井市サッカー連盟 社会人部長宅におく。

第2章 目的

- 第4条 このリーグは、加盟チームの相互の切磋により春日井のサッカー水準の向上と普及振興につとめ、相互の親睦を深めることを目的とする。

第3章 事業

- 第5条 前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
- ① リーグ戦の実施
 - ② その他目的達成に必要な事業

第4章 組織

- 第6条 この部会は、春日井市サッカー連盟社会人部会に登録したチームにより組織される。
- 第7条 登録チームは、各部に振り分けられる。

第5章 役員

- 第8条 社会人部会には、次の役員を置き運営その他の業務を行う。
- ① 部長・会計・各リーグ担当理事
 - ② 機能
 - * リーグ規約の改廃
 - * リーグ日程の作成及び運営
 - * 会計処理
 - * 記録の処理
 - * その他

第6章 経費

- 第9条 この部会の経費は次のものである。
- ① 加盟チームの登録費
 - ② その他
- 第10条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 登録

- 第11条 リーグ規約に基づき、年度当初にチーム登録する。
- ① 16才以上で概ね市内在住、在勤、在学で、15名以上で構成されたチーム。
 - ② 4級以上の審判が3名以上
 - ③ スポーツ保険等に参加している。(試合中の怪我等に対する保障は連盟ではありま

せん)

④ 登録料の納付

第8章

第12条 入れ替え方法

各部間の入れ替えは、運営要領の定めに従って、年度終了後に変更する。

第13条 脱退チームがあった場合は、部会で検討処理する。

第9章

第14条 社会人リーグ登録チームは、春日井市サッカー連盟が行う行事等に常に参加協力の義務を負う。

第15条 本規約の改廃は、春日井市サッカー連盟社会人部会および連盟の承認を得る。

第16条 この規約にもとづき運営要項を定めて運営する。

附則 この規約は平成23年6月1日より実施する。

春日井市サッカー連盟 社会人部会 役員

部長・会計 河原 康夫

理事 野村 誠 竹田 正俊
細野 雅彦 芹澤 功憲 原田 直季

平成23年度 サッカーリーグ 運営要領

1. 期間 平成23年6月 ～ 平成24年3月
2. 日程 別紙参照
3. 運営
 - ① 1・2・3部に担当理事を置き運営する。
 - ② 試合日ごと各会場に、当番チームを置きその運営にあたる。当番チームの業務は別に定める。
4. 登録
 - ① 登録メンバー数は35名までとする。
 - ② 追加登録及び抹消を希望する時は、別添の様式で各部担当理事に提出する。選手出場資格は担当理事の受付後、2週間後からとする。
 - ③ 同一年度中の春日井リーグ登録チーム間移籍は認めない。
 - ④ 春日井社会人リーグ内の2重登録は認めない。
5. 試合規定
 - ① 試合時間 30分ハーフ5分休憩（ナイターは25分ハーフ5分休憩）
 - ② 選手交代 補欠登録5名で、5名まで随時交代可（GK含む）
 - ③ 没収試合 規約等に違反した場合は、没収試合とする。
 - ④ ユニホーム 正・副2着用意する。すねあてを必ず着用、揃っていない人は試合に出場できない。
 - ⑤ メンバー表 名簿のコピーに記入後、試合開始15分前までに当番チームに提出する。
 - ⑥ 試合成立 7名（GK含む）以上
6. 審判
 - ① 担当 主審・副審 — 各チームに割り当て（有資格者）
 - ② 服装 審判服を着用
 - ③ 退場・警告 退場者・警告者（累積3回）は、次試合出場停止。
 - ④ 報告 得点・退場・警告者名を当番チームに報告。審判報告書を部長へFAXで報告。
7. 棄権
 - ① 不戦敗となり 0-5（但し、試合日が雨天等で延期となった場合は、実際試合が消化された日で判断する。）
 - ② 試合日の3日前（日曜日が試合の時は木曜日）までに担当理事・相手チーム審判チーム・当番チームへ連絡する。
 - ・3日前までに連絡せずに棄権した場合は最下位。
 - ・3日前までに連絡をしても不戦敗が3試合以上の場合は最下位
8. 順位決定
 - ① 勝ち点（勝ち 3点 分け 1点 負け 0点）
 - ② 得失点差
 - ③ 総得点
 - ④ 対戦成績
 - ⑤ 抽選
9. 入れ替え方法 次の規定に従って、年度の成績を基に入れ替えを行う。
 - ① 上位部8・9・10位 × 下位部1・2・3位：自動入れ替え
 - ② 3部から2部への昇格チームは、3部A・Bの各1位は自動昇格、3部Aの2位と

3部Bの2位の入れ替え戦を行い勝者が昇格する。

10. 罰 則 以下の規定に違反した場合は、1回目は警告、2回目は各部最下位、著しい違反と判断された場合の処分は社会人部会の役員会において決定する。

- ① 代表者会議等の無断欠席
- ② 審判の遅刻、審判服の未着用
- ③ 当番チームの業務不備
- ④ その他(連盟登録の不備等)

また、上記に違反があった場合は、その回数に応じて奉仕活動を行わなければならない。

但し、試合、審判及び当番チームの無断欠席の場合は、1回で最下位、2回目以降の場合は社会人部会の役員会において決定する。

11. その他 リーグ運営にあたる細則については、その都度社会人部会において決定する。

当番チームの業務

- ① 試合ができるかどうかの判断をする。
試合が出来ないと判断された場合は、担当理事・当日の試合チーム及び審判に速やかに連絡する。
- ② 第1試合の開始1時間前までに来て鍵を開け、ライン・ゴール等の準備を第1試合の両チームに指示する。
- ③ 本部を設営する。
- ④ 提出されたメンバー表の確認をする。
- ⑤ 得点者・退場者・警告者の氏名及びその他(審判服等)を記録する。
- ⑥ 審判代行もありうるので、審判の用意をしておく。
- ⑦ 試合結果を記録の後、試合結果報告書を担当理事に当日中にFAXする。